



Title	民事判例研究
Author(s)	黄, 詩淳
Citation	北大法学論集, 54(4), 187-207
Issue Date	2003-10-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15236
Type	bulletin (article)
File Information	54(4)_p187-207.pdf



[Instructions for use](#)

民事判例研究

黄 詩 淳

民法九〇三条一項の定める相続人に対する贈与と遺留分減殺

平成一〇年三月二四日第三小法廷判決（最高裁平成九年（オ）

第二一一七号、遺留分減殺請求本訴、損害賠償請求反訴事件）

民集五二卷二号四三三頁、家月五十卷九号八八頁、判時一六三

八号八二頁

〔参照条文〕民法九〇三条一項、一〇三〇条、一〇三一条、一

〇四四条

〔事実〕

昭和一四年にAはXと結婚し、昭和二一年四月ころ北海道に

出稼ぎに行き、一旦は昭和三年九月北海道から戻ってきた。ところが、それからまもない同年一二月、Aは家を出て仙台で他の女性と同棲し、以後死亡するまでの二九年間、X₁のもとには戻らなかった。

Aは昭和六年八月二〇日に死亡した。Aの相続人は、妻である原告X₁、長女である原告X₂及び長男である被告Y₁である。被告Y₂は被告Y₁の妻であり、被告Y₃、Y₄は被告Y₁とY₂の子である。

昭和五三年当時、Aは目録一ないし九の不動産を所有していたが、同年一〇月一六日に目録一、三、六の不動産をY₂、Y₃、Y₄に（以下、a贈与とする）、目録四の不動産をY₁に贈与し（以下、b贈与とする）、さらに同五四年一月一六日に目録二、五の不動産をY₁ら四名に対し贈与した（以下、c贈与とする）。

X₁らは、AのY₁らに対する上記の生前贈与（a、b、c）がX₁らの遺留分を侵害するとして、贈与された不動産のうち、目録二、五の不動産について、遺留分減殺によりX₁らに帰属した持分の移転登記請求をした。

一番（仙台地判平成五年九月七日）は、まず上記贈与の性質を認定した。すなわち、A及びY₁らが上記の贈与時において当該贈与がX₁らの遺留分を侵害することを知っていたか否かにつ

いて検討を加えた。a・b贈与は、目録一、三、四、六の不動産（相続時の時価にして八九、八五六、〇〇〇円）についてされたもので、上記贈与がされても、なお、Aの資産として、目録二、五、七、八、九の不動産（相続時の時価にして九三、八〇八、〇〇〇円）が残存していると認めることができ、この事実には照らすならば、贈与をしたA及び贈与を受けたY₁らが上記贈与によってX₁らの遺留分を侵害するものであることを知らなかったと認定された。しかし、c贈与はさらに目録二、五の不動産（相続時の時価にして七一、八七九、〇〇〇円）についてされたもので、Aの資産としては、もはや目録七、八、九の不動産（相続時の時価にして二一、九二九、〇〇〇円）しか残存しておらず、このような不動産についての処分状況によれば、A及びY₁らは、c贈与によってX₁らの遺留分を侵害することになることを知っていたものと推定するのが相当だとされた。

次に遺留分算定の基礎となる財産を算定するに際して、a贈与は相続人以外の人（Y₂、Y₃、Y₄）に対する贈与であるから、民法九〇三条一項の特別受益に当たらないとして、算入されなかった。他方でb贈与はY₁（共同相続人の一人）に対してなされたもので、特別受益として算入された。さらにc贈与は民法一〇三〇条後段に基づいて算入された。

その結果、Xらの受けた具体的相続分額は、遺留分額を満さないため、その遺留分の不足分を目録二、五の不動産に対して減殺することが認められた。

これに対し、Xら及びYらの双方が控訴した。

原審（仙台高判平九年七月一八日）は、a、b、c贈与を、遺留分減殺の対象とするためには、AとYらの双方が遺留分権利者であるXらに損害を加えることを知って贈与をしたものであること（民法一〇三〇条後段に該当すること）を要するという見解を示した上で、a、b、c贈与の性質を自ら認定した。目録一ないし六の不動産について、Yらは価額合計一一、七五三、〇四九円であるとして贈与税の申告をしており、これは固定資産税評価倍率方式により時価であると推認される。他方、目録九の不動産は、贈与当時Aの所有する土地であり、この土地は昭和五三年度及び昭和五四年度の路線価を基準として算定された価額は一三、九七二、〇〇〇円である。そうすると、上記不動産の価額の比較により、Yらに対する贈与の当時、Aはその贈与の額を上回る価値の土地を含む財産を有していたことが明らかである。したがって、上記贈与が遺留分権利者であるXらに損害を加えることを知って行われたものであるということはできない。すなわち、a、b、c贈与は、いずれも遺留分減殺の対象とならな

い。Xらの請求は理由がないとされた。

Xらは上告したが、その主たる理由は、目録九の不動産の価額認定は不当だという点にある。すなわち、鑑定によれば、九の不動産は急傾斜を含む山林地域であり、住宅地域に隣接しているが、まとまった開発・宅地造成は困難であって造成費用も大であるから、路線価を適用できないのに、原審が路線価のみを根拠に九の不動産の価額認定をしたのは違法だからである。

〔判旨〕

破棄差戻。

本判決は、まず上告理由を容れて、原審の九の不動産の価額の認定には証拠に基づかず、事実を認定した違法があると説示した。さらに職権をもって次の通り原審の法的判断にも誤りがあったとし、原判決を破棄して差戻した。

「さらに、職権をもって検討すると、民法九〇三条一項の定める相続人に対する贈与は、右贈与が相続開始よりも相当以前にされたものであって、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化をも考慮するとき、減殺請求を認めることが右相続人に酷であるなどの特段の事情のない限り、民法一〇三〇条の定める要件を満たさないもので

あつても、遺留分減殺の対象となるものと解するのが相当である。ただし、民法九〇三条一項の定める相続人に対する贈与は、すべて民法一〇四四条、九〇三条の規定により遺留分算定の基礎となる財産に含まれるところ、右贈与のうち民法一〇三〇条の定める要件を満たさないものが遺留分減殺の対象とならないとすると、遺留分を侵害された相続人が存在するにもかかわらず、減殺の対象とならざるべき遺贈、贈与がないために右の者が遺留分相当額を確保できないことが起こり得るが、このことは遺留分制度の趣旨を没却するものというべきであるからである。

本件についてみると、相続人である被告入隆（Y）に対する四の土地並びに二及び五の土地の持分各四分の一の贈与は、格別の事情の主張立証もない本件においては、民法九〇三条一項の定める相続人に対する贈与に当たるものと推定されること、右各土地に対する減殺請求を認めることが同被告入人に酷であるなどの特段の事情の存在を認定することなく、直ちに右各土地が遺留分減殺の対象とならないことが明らかであるとした原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があり、この違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである。」

〔評釈〕

一、本判決の意義

本判決は、共同相続人に対する生前贈与を民法九〇三条一項の特別受益と推定した上で、民法一〇四四条が九〇三条を準用することから、共同相続人に対する贈与には民法一〇三〇条の制約が及ばず、相続開始の一年以上前に遺留分権利者を害することを知らずにされたものであつても、遺留分減殺の対象になると判示した初めての最高裁判決である。

二、遺留分侵害額の算定と遺留分減殺請求の方法

減殺請求権が成立するのは、遺留分をもつ相続人が被相続人から得た純財産額が、その遺留分の額に達しないとき、すなわち、遺留分権の侵害があつたときである。

1. 遺留分侵害額の算定方法について

（1）まずは遺留分算定の基礎となる財産の額を確定する。「遺留分算定の基礎となる財産」は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその「贈与した財産」の価額を加え、その中から債務の全額を控除して算定された財産である（一〇二九条一項）。「贈与した財産」の範囲は、主に以下の通りである。

①相続開始前の一年間になされた贈与は無条件に加算される（一〇三〇条前段）。

②当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってなした贈与は、一年より前になしたものでも、加算する（一〇三〇条後段）。この点については、後述三の2で検討する。

③共同相続人の特別受益分は、一年より前のものであっても、すべて加算する（一〇四四条による九〇三条の準用）。この点については、後述三の1で検討する。

(2) 遺留分額を算定する。各相続人の遺留分額は、遺留分算定の基礎となる財産額に、当該相続人の遺留分の率を乗じたものである。

(3) 当該相続人の具体的相続分を算出する。被相続人が相続開始の時に有した財産の価額に、特別受益とみられる贈与の価額を加えて、みなし相続財産を算出する。その上で、みなし相続財産を当該相続人の法定相続分率で割って、相続分を算出する。さらにこの相続分額から当該相続人の特別受益額を差し引いたものが、具体的相続分額となる（九〇三条一項）。

(4) 遺留分侵害額を計算する。遺留分侵害額は、(2)で算出した遺留分額から、(3)の遺留分権利者の具体的相続分額を控除し、当該相続人が負担すべき相続債務がある場合はその

額を加算して算定した結果である。⁽¹⁾

2. 遺留分減殺請求の方法について

相続人が遺留分侵害を受けた場合に、遺留分保全に必要な限度で（一〇三一条）、すなわち、相続人の遺留分侵害額に相当する限度で、受遺者や受贈者から財産を取り戻すことができる。減殺の対象となる贈与・遺贈が複数のとき、および遺留分を侵害された遺留分権利者が複数のとき、それぞれの減殺の方法（順序・割合）をめぐって民法は次のように定めている。

減殺の対象が複数あるときは、まず遺贈から減殺する。遺贈が数個あるときは、遺贈の価額に応じて按分して減殺する（一〇三四条本文）。なお不足があるときは、贈与を減殺する（一〇三三条）。贈与が数個あるときは、後の贈与から始め順次前の贈与に及ぶ（一〇三五条）。そこで、民法九〇三条の相続人の特別受益に当たる贈与は、遺留分減殺請求の対象となるかが本判決の問題である。この点については後に四で検討する。

三、遺留分算定の基礎となる財産に算入される贈与

1. 特別受益（九〇三条一項）について

(1) 特別受益を遺留分算定の基礎となる財産に算入すべきか。この問題は、民法一〇四四で定められた九〇三条の準用規定が、

具体的に何を意味するかということにも関係している。

①学説

戦前から肯定説が通説的な地位を占めている。すなわち、民法一〇四四条が九〇三条を準用することから、相続人に対する「婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として」なされた生前贈与は、民法一〇三〇条の定める要件を満たさないものであっても、すべて遺留分算定の基礎となる財産に加えられると解されている。⁽²⁾ その理由として、九〇三条の特別受益となる贈与は相続分の前渡としての性格を有するので、これを遺留分算定の基礎となる財産に算入しなければ、遺留分額が低くなり、共同相続人間の公平を害することなどが挙げられている。

これに対して、相続人の利益や期待の保護の見地から、九〇三条の特別受益を遺留分算定の基礎となる財産への算入を否定する見解も主張されている。すなわち、一〇二八条から一〇三〇条までの規定によって遺留分算定の基礎財産と総体的遺留分侵害額が算出され、その上で、各遺留分権利者にその具体的遺留分額を振割る場合にだけ、一〇四四条による九〇三条一項の準用により、各人の具体的遺留分額を算出する。例えば、被相続人甲は子A・Bを有するが、その全財産五〇〇万円を第三者Cに遺贈し、生前に生計の資本として二〇〇万円をAに贈与し

たとする。この場合、通説の解釈では、遺留分算定の基礎となる財産は七〇〇万円（相続開始時の財産五〇〇万円とAに対する生前贈与二〇〇万円）であり、遺留分の総額は三五〇万円である。A・Bの遺留分額はそれぞれ一七五万円であり、Aはこの金額以上の生前贈与を受けたので、遺留分は侵害されていないが、これに対して、全遺産がCに遺贈されたせいで、Bの得た具体的相続分がゼロであり、一七五万円の遺留分侵害を受けている。したがって、BはCに対して一七五万円の返還請求ができる。その結果、A・B・C各自の最終取得額はそれぞれ二〇〇万円・一七五万円・三二五万円となる。算入否定説はこの結果について、二つの点で不当であると主張している。すなわち、第一に、A・Bは同等の地位にある相続人であるにもかかわらず、両者の最終的な取得額の間には二五万円の差異がある。これは共同相続人間の公平を図ろうとする民法九〇三条（遺留分）に関しては民法九〇三条を準用する民法一〇四四条の法意に反する。第二に、Cに対する五〇〇万円の遺贈は遺留分総額のうち一五〇万円しか侵害していないにもかかわらず、これを二五万円上回る一七五万円を返還しなければならず、これもまた遺留分制度の趣旨に反する。算入否定説の見解によると、遺留分算定の基礎となる財産は五〇〇万円のみである。そして、

民法一〇二八条により、この五〇〇万円の二分の一である二五〇万円が相続人AとBの受くべき遺留分の総額となる。これは相続財産の一部として受けるものであるから、すでに被相続人から生前に特別受益たる贈与を受けた者についてはその分だけ遺留分の割当てが減ぜられて然るべきである。その上で、相続分算定の場合に準じたルールを適用することになる（一〇四四條が九〇三條を準用することの意味はここにある）。すなわち、右二五〇万円にAの受けた贈与の価額二〇〇万円を加えた四五〇万円を遺留分の総額とみなし、その二分の一である二二五万円から、右贈与額二〇〇万円を控除した残額二五万円がAの具体的遺留分額となる。同様にして、Bの遺留分額は二二五万円となる⁽³⁾。

算入否定説に対しては、条文の沿革の無視及び遺留分算定制度に対する誤解であるという批判がある。すなわち、相続人が被相続人から受けた生計の資本としての生前贈与は、民法九〇三条により、具体的相続分の算定にあたって「持戻し」の対象となるが、他方で民法一〇四四條は、九〇三條の準用という形で、このような生前贈与が遺留分算定の基礎となる財産の中に持ち戻されるべきことを定めている。しかし、この二種の持戻しは沿革的には別のものであり、前者は「平等のための持戻し」、

後者は「減殺のための持戻し」と区別されている。算入否定説は、このような沿革を無視し、一〇四四條の規定の曖昧さを利用し、「減殺のための持戻し」を無力化する解釈である。その他、算入否定説は上記の例を用いて、通説の計算方法を二点にわたり批判しているが、それは遺留分の算定や持戻し制度に対する誤解である。すなわち、遺留分の算定とは、同時に自由分の算定であるが、上記の設例でのAへの生前贈与によつて既に自由分を二〇〇万円減少させていたわけである。Cが一五〇万円ではなく、一七五万円の減殺を受けることになるのは、遺贈に先立って既に自由分が減少していたことの結果ではない。

また、算入否定説はAとBとの不平等を指摘したが、もともと九〇三條は現物持戻しではなく計算上の相対的持戻しに過ぎないのであるから、この制度自体は、共同相続人全員の取得額を完全に等しくすることを意図していない⁽⁴⁾。

②従来の裁判例

最判昭和五十一年三月一八日民集三〇卷二号一一一頁は、「被相続人が相続人に対してその生計の資本として贈与した財産の価額をいわゆる特別受益として遺留分算定の基礎となる財産に加える場合に、右贈与財産が金銭であるときは、その贈与の時の金額を相続開始の時の貨幣価値に換算した価額をもつて評価

すべきものと解するのが、相当である」と述べている。この判決は、算入肯定説を前提としており、相続人が被相続人から贈与された金銭をいわゆる特別受益として遺留分算定の基礎となる財産の価額に加える場合には、贈与のときの金額を相続開始時の貨幣価値に換算した価額をもって評価すべきであると判示している。

③本判決

本判決は、「民法九〇三条一項の定める相続人に対する贈与は、すべて民法一〇四四条、九〇三条の規定により遺留分算定の基礎となる財産に含まれる」と明言し、通説・昭和五一年判決と同様に、相続人の特別受益が、民法一〇三〇条の要件に該当しなくても、遺留分算定の基礎となる財産に加えられるという立場に立っている。

(2) 相続人に対する贈与は特別受益と推定されるか。この点について明確に言及した先例はない。

民法九〇三条一項は、被相続人の通常の意味を推測すれば、「婚姻・養子縁組のため」「生計の資本として」の生前贈与は相続の前渡しの意味を有するから、相続開始による受贈相続人の遺産の二重取りを防ぎ、共同相続人間の公平を図るために、相続開始時に現存する遺産に対する具体的相続分の算定にあた

り、計算上現存遺産に持戻す必要があることを規定している。

持戻の対象となるには、法文上は「婚姻・養子縁組のため若しくは生計の資本として」なされた贈与に限定されているが、通説はこれを比較的広く解している。すなわち、被相続人から相続人に対してなされたある程度以上の額の贈与は、特別の事情のない限り、すべて持戻の対象となる⁽⁵⁾。

本判決も、「本件についてみると、相続人である被告A(原告Y)に対する四の土地並びに二及び五の土地の持分各四分の一の贈与は、格別の事情の主張立証もない本件においては、民法九〇三条一項の定める相続人に対する贈与に当たるものと推定される」と明言している。ここでの「推定」は具体的にどのような意味をするかが問題である。この点については後に五の3で検討する。

2. 遺留分権利者に損害を加えることを知ってなした贈与(一〇三〇条後段)について

本判決は直接判断していないが、被相続人Aから被告Yらへの生前贈与は民法一〇三〇条後段の「遺留分権利者に損害を加えることを知って」なされた贈与に該当するか否かが一番と原審において重要なポイントとなっている。

Yらへの生前贈与とその性質認定は下記の表の通りである。

「○」は該当すること、「×」は該当しないこと、「？」は判断されていないことをそれぞれ意味する。

生前贈与の目的物	贈与年月日	受贈者	相続開始時の価額	一番の判断	原審の判断	最高裁の判断
a 贈与・一・三・六不動産	昭和五三年一〇月一六日	Y ₂ ・Y ₃ ・Y ₄	六五四三万九千円	一〇三〇条 ×	一〇三〇条 ×	一〇三〇条 ?
b 贈与・四不動産	昭和五三年一〇月一六日	Y ₁ (相続人)	二四四一万七千円	一〇三〇条 ×	一〇三〇条 ×	一〇三〇条 ?
c 贈与・二・五不動産	昭和五四年一月一六日	Y ₁ ・Y ₂ ・Y ₃ ・Y ₄	七一八一万九千円	一〇三〇条 ○	一〇三〇条 ×	一〇三〇条 ?

c 贈与は、一〇三〇条の「遺留分の侵害の認識」という要件に該当するかどうか、一番と原審の判断においての一番の相違点であるといえよう。それでは、「遺留分権利者に損害を加えることを知って」という要件は、如何に判断すべきであろうか。

か。

(1) 従来の裁判例

「損害を加えることを知って」の意味が、加害の意思ないし目的ではなく、加害の認識であることは、大判昭和四年六月二日民集八卷六一八頁⁽⁶⁾以来確定した判例である。問題は、認識の内容である。いかなる事実を認識すれば、「侵害の認識がある」といえるのか。大判昭和一年六月一七日民集一五卷一二四六頁はこの問題をとりあげ、これが現在の確定した判例である。すなわち、贈与契約時に遺留分を侵害していること、⁽⁷⁾識のみならず、将来も被相続人の財産になんらの変動なきこと、少なくとも、その増加がないことと予見していたことが必要とされている。

侵害の認識の举证責任について、大判大正一〇年一月二九日新聞一九五一号二〇頁⁽⁸⁾は、滅殺請求権者にあるとしている。その他、悪意の認定について、大判昭和五年六月一八日民集九卷六〇九頁⁽⁹⁾は、贈与当時の事情によって判断すべきであるとされている。

(2) 本件の第一審と原審の判断

本件でYらは「遺留分の侵害の認識」を有するかの判断方法に関して、一番は「相続開始時」の各不動産の価額を比較して

判断したのに対して、原審は「贈与時」の各不動産の価額を比較して判断した。⁽¹¹⁾上記大審院昭和五年の判決に即せば、「遺留分侵害に対する認識」があるか否かの判断は、「贈与時」においてなすべきものである。

ここでの土地の評価は、遺留分算定の基礎となる財産としての評価ではなく、損害を加えることを知っていたかどうかの判断の資料でしかないから、贈与当時の時価ですればよいのであって、相続開始時点までの価額の変動は関係ない。⁽¹²⁾原審はこの正しい前提（悪意の認定は贈与時の事情で判断すること）を踏まえながらも、具体的な贈与時の価額を評価する際に採用した方法が不当である。⁽¹³⁾仮に原審が正しい評価方法を採用していたとするなら、その場合の可能な結果は後に五の1で検討する。

四、特別受益と遺留分減殺の対象

1. 学説

特別受益が民法一〇三〇条の要件に該当しなくても、遺留分減殺の対象となるかどうかに関しては、従来、学説の見解が対立している。

(1) 肯定説⁽¹⁴⁾

特別受益となる生前贈与は、遺留分算定の基礎となる財産に

算入される以上、遺留分減殺の対象としなければ、遺留分制度の趣旨が失われる。その詳しい理由を学説はあまり述べていないが、「遺留分が相続財産の一定限度を権利者に留保する制度であるならば、相続分の前渡しのな性格を持つこれらの贈与が遺留分減殺の対象となるのは当然であろう」ということに集約されよう。

(2) 否定説⁽¹⁶⁾

民法九〇三条の相続人の特別受益は、民法一〇三〇条の制約なく遺留分算定の基礎となる財産に含まれるが、民法一〇三〇条の限度においてしか遺留分減殺の対象にならない。その理由は次の二点にまとめることができる。

①民法一〇二九条と一〇四四条の算入は意義が異なる。すなわち、遺留分減殺の制度は、相続人が法律上有する最小限の相続財産（「遺留分」）を保障するために相続財産を減少することを防ぐことを目的とするものであるのに対して、特別受益の持戻制度は、相続分の前渡りによって失われた相続人間の衡平を回復し相続財産の可及的平等を目的とするものである。民法一〇三〇条の贈与が一〇二九条一項により遺留分算定の基礎となる財産に算入されるのは、遺留分額算定のためだけでなく、それを一〇三一条の減殺の対象とするためである。これに対して、九

○三条の特別受益は、一〇二九条の規定によって遺留分算定の基礎となる財産に算入されるのではなく、一〇四四条による九〇三条一項の準用によって持戻義務の結果として加算されるにすぎない。したがって、特別受益が九〇三条の規定により算出された具体的相続分を超過しても、その超過額を他の相続人に返還する必要はなく（同条二項）、それと同様に、遺留分額算定における特別受益の持戻の効果はそれ以上のもではない（民法一〇四四条による九〇三条一項の準用）。つまり、この両者（遺留分減殺と特別受益の持戻）は意義・目的を異にするというのが否定説の論拠である。

②加えて、九〇三条の特別受益を遺留分減殺の対象にすると、特別受益で持戻の行われない場合（特別受益を受けた共同相続人が相続を放棄した場合、または、その共同相続人に後に欠格事由が発見された場合など）とのバランスが問題となる。

2. 従来の裁判例

長崎控訴院昭和八年一月二十九日法律新聞三六五八号七頁、東京高判平成五年九月二二日判例時報一四七三号五三頁は否定説に依拠した裁判例として挙げられているが、⁽¹⁷⁾実際には明確に否定説を採用するものとはいえない。

長崎控訴院判決の事案は、特別受益が相続分算定に際して、

無条件に相続財産に算入するか否かをめぐる争いである。裁判所は、特別受益の算入について、民法一〇三三条（現一〇三〇条）と一〇四五条（現一〇四二条）の制限は及ばず、特別受益はすべて相続財産に算入するとしていた。判決理由の中に、確かに遺留分減殺と特別受益の持戻は、「其の性質上大なる差異ある」と述べていた（上記の減殺否定説の根拠づけと同様である）が、本判決の射程は相続分算定に当たり、特別受益が無条件に算入されるのを肯定するのみであると思われる。その上、特別受益が遺留分減殺の対象になるかどうかの問題は、本判決では判断していないので、減殺否定説の直接の根拠にはならないのではないか。

東京高裁判決の事案は、被相続人が生前に共同相続人の一人である被告に五筆の不動産を贈与したものである。一番は当該贈与が民法九〇三条の特別受益に当たるとした上で、遺留分の基礎財産に算入されるとした。本判決は当該贈与の性質認定を改め、民法九〇三条ではなく、民法一〇三〇条後段の「遺留分侵害の認識」があるとして、遺留分の基礎財産に算入し、さらに原告らの遺留分減殺請求を認容した。したがって、本判決は真正面から民法九〇三条の特別受益が遺留分減殺の対象になることを否定したとは言い難いとみるのが妥当であろう。

3. 本判決

本判決は「民法九〇三条一項の定める相続人に対する贈与は、…民法一〇三〇条の定める要件を満たさないものであっても、遺留分減殺の対象となるものと解するのが相当である」として、特別受益が遺留分減殺の対象となる肯定説の見解を採用したものであるが、それに一定の制限を付した。すなわち、「右贈与が相続開始よりも相当以前にされたものであって、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化をも考慮するとき、減殺請求を認めることが右相続人に酷であるなどの特段の事情のない限り」で、特別受益に対する遺留分減殺請求を認めたものである。

五、判旨の評価

1. 本件の事実に即した検討

最高裁は原審における不動産価額評価方法の不当さを指摘し、本件を原審に差し戻した。仮に原審が不動産の価額を正確な方法で評価し直した場合には、a・b・c三筆の贈与の性質(九〇三条の特別受益あるいは一〇三〇条後段の侵害の認識のある贈与に当たるか)に対する認定結果としては、以下の三種類の可能性が考えられる。

	a・b贈与が一〇三〇条後段に該当	c贈与が一〇三〇条後段に該当	c贈与が一〇三〇条後段に不該当
当	下記(1)・一審と同じ結果	下記(2)	
	a・b贈与が一〇三〇条後段に該当	下記(3)	可能性がない。a・b・c贈与時にAの資産変化がなかったから、先のa・b贈与には許害性がありながら、後のc贈与には許害性がないことは考えられない。

(1) a・b贈与の当時に被相続人Aはまだこれらの贈与の価値を上回る額の財産があるから、a・b贈与は一〇三〇条後段の要件に該当しない。c贈与の当時にAは他にめぼしい財産がなかったから、この贈与が一〇三〇条後段の要件に該当する。

この場合は、一審と同様な結論が出る。Xらの遺留分侵害を受けたことが認められ、目録二、五の不動産に対して価額の割合で減殺することができる(一〇三二条)。Xらの遺留分侵害額は、実は目録二、五の不動産の贈与(c贈与)一〇三〇条後段の要件に該当するもの)に対して減殺すれば十分に満足することができ、その以前のa・b贈与に行かなくて済む。このとき相続人Yのc贈与に対する四分の一の持分も遺留分減殺の対象になるが、これは一〇三〇条後段の要件に該当するものとし

て、一〇三一条により減殺請求されるものであるため、もはや九〇三条の特別受益と関係なく、特別受益の減殺可能性を論じる必要がない。

(2) a・b・c三筆の贈与の当時、被相続人Aはこれらの贈与の価値を上回る財産があるから、a・b・c贈与が一〇三〇条後段の要件に該当しない。

この場合は、さらに進んで、a・b・c三筆の贈与は九〇三条の特別受益に該当するかを検討することになる。a贈与は相続人以外の者に対する贈与であるため、九〇三条の特別受益に該当しないが、b・c贈与に関しては最高裁が指摘した通り、「相続人である被上告人隆(Y₁)に対する四の土地並びに二及び五の土地の持分各四分の一の贈与は、……民法九〇三条一項の定める相続人に対する贈与に当たるものと推定される」(民集四三七頁)という結論になる。

しかし、この結論に基づいて計算したら、X₁らが遺留分侵害を被っていないという結果が出る。詳しい計算の方法は以下の通りである。

① 遺留分算定の基礎となる財産

七、九不動産(相続開始時の遺産)：二二、九二九、〇〇〇円
Y₁の特別受益(四不動産、二・五不動産の四分の一の持分、及

び大学教育資金)：四二、七四六、七五〇円
X₁の特別受益(二〇不動産)：一、七五四、〇〇〇円
X₂の特別受益(一五不動産の購入資金)：三、〇〇〇、〇〇〇円
合計六九、四二九、七五〇円

② 相続人らの具体的相続分

みなし相続財産：六九、四二九、七五〇円
X₁の相続分：三四、七一四、八七五円
X₂の相続分：一七、三五七、四三七円
Y₁の相続分：一七、三五七、四三七円

しかし、Y₁の特別受益(四二、七四六、七五〇円)はその相続分額を超過している。Y₁は新たな相続分を受けることができない。Y₁の超過額(四二、七四六、七五〇ー一七、三五七、四三七)＝二五、三八九、三一三元)はX₁とX₂が分担する。

X₁の具体的相続分：三四、七二四、八七五ー二五、三八九、三二三
X₂の具体的相続分：一七、七八八、六六七円
X₁の具体的相続分：一七、三五七、四三七ー二五、三八九、三二三
X₂の具体的相続分：一七、三五七、四三七ー二五、三八九、三二三
X₁の遺留分額：六九、四二九、七五〇×一／二×一／二＝一七、三五七、四三七円

③ 遺留分侵害額の計算

X₁の遺留分額：六九、四二九、七五〇×一／二×一／二＝一七、三五七、四三七円

X₁の具体的相続分額が遺留分額を上回るから、遺留分侵害を受けていない。

X₂の遺留分額…六九、四二九、七五〇×一／二×一／四＝八、六七八、七一八円

Xの具体的相続分額が遺留分額を上回るから、遺留分侵害を受けていない。

(3) a・b・c三筆の贈与ともが一〇三〇条後段の要件に該当する。

この場合、Xらの遺留分侵害が認められ、減殺請求できる。詳しい計算の方法は以下の通りである。

①遺留分算定の基礎となる財産

七、九不動産(相続開始時の遺産)…二二、九二九、〇〇〇円

一、六不動産(一〇三〇条後段により算入)…一六一、七三五、〇〇〇円

X₁の特別受益(一〇不動産)…一、七五四、〇〇〇円

X₂の特別受益(一五不動産の購入資金)…三、〇〇〇、〇〇〇円

Y₁の特別受益(大学教育)…三六〇、〇〇〇円

合計一八八、七七八、〇〇〇円

②相続人らの具体的相続分

みなし相続財産…六九、四二九、七五〇円(内容は(2)の②と

同様)

X₁の相続分…三四、七一四、八七五円

X₂の相続分…一七、三五七、四三七円

Y₁の相続分…一七、三五七、四三七円

しかし、Y₁の特別受益(四二、七四六、七五〇円)はその相続分を超過している。Y₁は新たな相続分を受けることができない。Y₁の超過額(四二、七四六、七五〇ー一七、三五七、四三七＝二五、三八九、三一二円)はXとX₂が分担する。

X₁の具体的相続分…三四、七一四、八七五―二五、三八九、三一二

X₂の具体的相続分…一七、三五七、四三七円

X₁の具体的相続分…一七、三五七、四三七円

③遺留分侵害額の計算

X₁の遺留分額…一八八、七七八、〇〇〇×一／二×一／二＝四七、一九四、五〇〇円

X₂の遺留分侵害額…四七、一九四、五〇〇ー一七、七八八、六六七＝二九、四〇五、八三三円

X₂の遺留分額…一八八、七七八、〇〇〇×一／二×一／四＝二三、五九七、二五〇円

X₂の遺留分侵害額…二三、五九七、二五〇ー一八、八九四、三三三＝

一四、七〇二、九一七円

この場合、Xらの遺留分侵害が認められ、したがってXらは生前贈与に対して減殺請求することができる。Xらの遺留分侵害額は、このときも目録二、五の不動産の贈与（c贈与）に対して減殺すれば十分に満足することができ、その以前のa・b贈与に行かなくて済む。このとき相続人 Y_1 のc贈与に対する四分の一の持分も遺留分減殺の対象になるが、これは一〇三〇条後段の要件に該当するものとして、一〇三一条により減殺請求されるものであるため、もはや九〇三条の特別受益とは関係なく、特別受益の減殺可能性を論じる必要がない。

2. 九〇三条を持ち出す必要性について

本件事案の特徴は、相続人以外の者（ Y_2 ・ Y_3 ・ Y_4 ）に対する贈与がかなり多額である点にある。 Y_2 ・ Y_3 ・ Y_4 は相続人でないといえ、 Y_1 の妻子であるから、Aはこれらの者に対する贈与により、遺留分の拘束から憎脱しようという意図があるのではないか。相続人以外の者に対する多額の贈与から、遺留分権利者の権利を保護しようとする場合は、当該贈与を一〇三〇条後段の要件に該当するものと認定し、遺留分の計算及び減殺の対象とするか、あるいは、当該贈与が不倫関係を継続するための贈与に該当するものと認定し、これを九〇三条の公序良俗違反と

して、無効と認定することにより、遺留分権利者の権利を保護することができる。しかし、本件の Y_2 ・ Y_3 ・ Y_4 はAとは不倫関係でないから、後者のような処理はおそらく無理であろう。本件は、仮に Y_2 ・ Y_3 ・ Y_4 の部分を一〇三〇条後段の要件に該当せず、残りの Y_1 の部分のみを遺留分の計算に關係させると、遺留分計算の基礎もXらの遺留分額も低くなり、Xらが侵害を受けていない結果となる（上記（2））。これに対して、 Y_2 ・ Y_3 ・ Y_4 の部分を一〇三〇条後段の要件に該当させると、（c贈与において） Y_1 の分もこれらの贈与とは一体不可分の關係にあるから、結局 Y_1 の分も一緒に一〇三〇条後段の要件に該当すると認定され、もはや九〇三条の該当可能性を論じる必要性がなくなる（上記（1）と（3））。

上述の通り、本件の事案に則して考えるなら、実は特別受益に対する減殺請求の可能性を論じる必要がない。それにもかかわらず、最高裁がわざわざ減殺請求肯定説のような一般論を持ち出す背後には、「遺留分権利を保護しよう」とする態度をみることができよう（遺留分減殺の対象とならないとすると、遺留分を侵害された相続人が存在するにもかかわらず、減殺の対象となるべき遺贈、贈与がないために右の者が遺留分相当額を確保できない事態が起こり得るが、このことは遺留分制度の趣

旨を没却するものといふべきだからである)。

3. 特別受益の推定について

最高裁の、本件における被相続人から相続人に対する生前贈与が、九〇三条の特別受益に当たると推定する手法には、共同相続人間の平等を確保し、かつ遺留分を保護する意図があると考えられる。本件の被相続人Aは、生前に大部分の財産(相続時の価額で計算すれば、目録一〜六不動産の価額は、一〜九不動産の八八パーセントを占めている)を被告Yらに贈与した。受贈者であるY・Y₂・Y₃・Y₄は相続人でないといえ、Y₁の妻子であるから、場合によってY₁と同様にみならず可能性もないわけではない。⁽¹⁹⁾現に、Xらの原審における主張(二)(民集四七八頁)は、まさにこのようなものである。⁽²⁰⁾しかし、原審も最高裁もこれを受け入れなかった。最高裁はあくまでY₁の受贈分のみを特別受益と推定し、Y₂・Y₃・Y₄の受贈分については言及しなかった。

最高裁は相続人Y₁の妻子であるY₂・Y₃・Y₄に対する贈与を九〇三条の特別受益と認定しなかったが、他方で、先にも述べたとおり、おそらくYらに対する贈与の金額はあまりにも高額のものであることに鑑みた上で、ある程度遺留分権利者の利益も配慮する必要があると考え、したがって相続人Y₁の受贈分を特

別受益と推定し、これに対する減殺可能性をも肯定した(しかし本件の特殊性は、Y₂・Y₃・Y₄に対する贈与を何らかの方法によつて遺留分と関係させないと、Y₁の受贈分のみを特別受益と推定することは、遺留分権利者の保護という結果につながらないことは、既に1の(2)で検討した通りである)。

しかし、相続人に対する生前贈与はどのように特別受益と認定されるかに関し、最高裁レベルの判決は、本判決以外には見当たらない(その理由は下記の(2)で述べる)。この点に関して参考するには、下級審における特別受益の認定に関する裁判例をみるべきであろう。そもそも特別受益の認定は、遺産分割の審判、または遺留分減殺請求の前提問題として取り上げられている。その二つ手続きにおける裁判所の特別受益に対する態度は次の通りである。

(1) 遺産分割の審判における特別受益の認定に関して

家庭裁判所はこの問題を柔軟・弾力的に扱っている。すべての相続人に対する贈与を九〇三条一項の特別受益として認定するわけではない。例えば、相続人の一人に対する贈与は九〇三条一項の特別受益に当たりますが、具体的な事案に応じて、同条三項の「持戻免除の意思表示」があると認定し、相続財産に算入しないケースがある。⁽²¹⁾

(2) 遺留分減殺請求における特別受益の認定に関して

遺留分算定において、論理的には、民法一〇二九条に基づき遺留分算定の基礎となる財産の算出が前提となるはずである。

しかし、遺留分減殺訴訟において、当事者は、一〇二九条によって遺留分を主張するよりも立証の負担の少ない一〇二八条による共有持分を主張して減殺請求をすることが多く、一〇二九条に基づく遺留分の算定の問題が争われる事案はそれほど多くないことが指摘されている。⁽²²⁾ すなわち、今まで相続人に対する贈与が特別受益と認定され、そして当該贈与が一〇四四条による九〇三条の準用によって遺留分算定の基礎財産に算入される事案はそれほど多くない。

数少ない遺留分減殺訴訟における共同相続人に対する贈与を扱う例をみれば、やはり裁判所はすべてそれを九〇三条の特別受益として認定するのではなく、事実に対する詳細な検討を加えた上で判断しているように思われる。⁽²³⁾ つまり、下級審が遺留分減殺訴訟において、被相続人から相続人への贈与をすべて九〇三条の特別受益と「推定」することはない。

したがって、本判決での「推定」は、本件の事案（多額の生前贈与）の下でのみ働いている、という限定的な見方をするのが妥当であろう。最高裁は本件以外のすべての事案において被

相続人から相続人への贈与を特別受益と推定する意図はないように思われる。

4. 二段階的な調整

すなわち、具体的な事案において、仮に被相続人から相続人への贈与が九〇三条の特別受益と認定されても、それが直ちに遺留分減殺の危険に曝されるわけではない。共同相続人間の平等を維持するためには、①まず、具体的相続分の算定にあたり、相続人に対する贈与を特別受益に認定し、九〇三条一項のような手続で調整する方法がある（この段階では生前贈与・遺贈は現実に返還せず、せいぜい生前贈与・遺贈を受けた者の具体的相続分を零にするにとどまる）。しかし、この方法によってもなお遺留分額が確保できなかった場合には、②次に、遺留分権利者は遺留分減殺制度によって特別受益の返還を求めうる。但し、特別受益である贈与が相続開始よりも相当以前にされたものであって、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化をも考慮するとき、減殺請求を認めることが相続人に酷であるなどの特段の事情がある場合、②の調整が働かない可能性もある。以上が野山調査官の解説も指摘する本判決の真意であろう。

5. 台湾の状況について

中華民國民法一一二四条には、「遺留分は、第一一七三条によつて算出された相続財産から、債務額をひいて、これを算定する」と定められている。そして一一七三条は、「Ⅰ相続人の中に、相続開始前に被相続人から結婚、分居、または営業のための財産の贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に於いて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とする。但し被相続人が反対の意思表示があるときは、この限りではない。Ⅱ前項贈与の価額は、遺産分割において、当該相続人の相続分から控除されるべきである。Ⅲ贈与の価額は、贈与時の価額で計算する」と規定している。その他、日本民法一〇三〇条のような条文が存在しない。そうすると、遺留分算定の基礎となる財産に算入される贈与は特別受益のみである。

そして、上記の規定からも明らかのように、中華民國民法では、相続分算定の基礎財産と遺留分算定の基礎財産は両者の範囲が一致している（債務のみが異なる）。すなわち、相続分の算定（相続財産の算定）は遺留分算定の前提といえよう。この点⁽²⁵⁾は、日本民法との大きな相違点であるといえる。

さらに、遺留分減殺に関する中華民國民法一一二五条は、減殺の対象を「遺贈」としか定めていない。遺留分権利者が他の

共同相続人の特別受益によつて遺留分侵害を受けた場合、当該特別受益に対して減殺請求ができるか否かをめぐっては、学説が対立している⁽²⁶⁾。多数説は特別受益は遺留分算定の基礎財産に算入されるが、減殺の対象にはならないと解している⁽²⁷⁾。日本の遺留分制度と比較すれば、台湾の民法は被相続人の生前処分自由を厚く保護する態度を採っているようにみえる。

五、本判決の射程

本判決は、相続人に対する生前贈与を九〇三条の特別受益と推定し、当該贈与は遺留分算定の基礎となる財産に算入されるのみならず、一定の制限を付けた上で、遺留分減殺の対象にもなるとしている。

仮に被相続人が当該贈与について九〇三条三項の特別な意思表示（持戻免除）をした場合、当該贈与が無条件に遺留分算定の基礎となる財産に算入するか否かという問題は、本判決の射程に及んでいない。この問題について、大阪高判平成一年六月八日判例時報一七〇四号八〇頁は、遺留分算定において、特別受益の持戻免除の意思表示を無効として、これを考慮することなく持戻を行い、贈与の価額を加算すべきであるとした。その理由として、贈与を持戻さない場合の遺留分は、持戻す場合

より必ず少なくなり、遺留分規定の一〇二八条に反することが明らかであり、遺留分算定のための持戻しを行うにもかかわらず、これを行わない場合の遺留分に反しないかを問うのは、同義反復的な矛盾であるとし、この規定は遺留分の基礎財産の算定には影響しないとしている。

注

- (1) 最判平成八年一月二六日民集五〇卷一〇号二七四七頁。
- (2) 高木多喜男「特別受益と遺留分の算定」林良平・甲斐道太郎編集代表『谷口知平先生追悼論文集三財産法・補遺』（信山社・一九九三年）六一―二頁以下。太田武男「相続法概説」（一粒社・一九九七年）一八九頁。
- (3) 辻正美「遺留分の算定方法について」法学論叢一一〇卷四・五・六号二二九頁以下。
- (4) 伊藤昌司「辻正美『遺留分の算定方法について』」法律時報五六卷三号一〇九―一一〇頁。
- (5) 鈴木祿弥「相続法講義」（創文社・一九八六年）二二―三六頁。中川善之助・泉久雄「相続法」（第三版）（有斐閣・一九八八年）二五一頁。
- (6) 其ノ算入ヲ為スカ為ニハ当事者双方カ遺留分権利者ニ

損害ヲ加フルコトヲ認識シテ其ノ贈与ヲ為シタルヲ以テ足り特ニ遺留分権利者ノ権利ヲ害セシカ為ニ為ス必要トセサル

(7) 當事者雙方ニ於テ贈與當時贈與財産ノ價額カ殘存財産ノ價額ニ超ユルコトヲ知り居リタルノミナラス尚ホ將來相續開始迄ニ其ノ財産ニ何等ノ變動ナキコト尠クトモ其ノ増加ナカルヘキコトヲ豫見シ居リタル事實アルコトヲ必要トスルモノトス

(8) 悪意ノ立証責任ハ滅殺請求権者ニ存スルコトハ当然ナリ而シテ原裁判所ハ諸種ノ証拠ニ基キ悪意ノ事實ナシト認定シアルヲ以テ何理由不備アリト云フ可カラス

(9) 贈与ノ当事者カ遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リテ之ヲ為シタリヤ否ハ該贈与当時ノ事情ニ依リ之ヲ判定スルヲ妥当トスヘク

(10) 民集五二卷二号四六六頁。

(11) 民集五二卷二号四八〇頁。

(12) 上野雅和「判批」判例評論四七九号三四頁（判例時報一六五五号二二八頁）。

(13) 民集五二卷二号四三六―四三七頁「原審が……九の土地に面する道路の路線価が一平方メートル当たり一万四〇〇〇円であると認定することができるとしても、九の土地の当時の現況が傾斜地を含む山林であることは鑑定の結果などから明白であるから、……九の土地……の価

額を一三九七万二〇〇〇円と認定することはおよそでない筋合いである」。

- (14) 近藤英吉『相続法論(下)』(弘文堂・一九三八年)一一二六頁。高木多喜男「遺留分の算定」中川善之助教授還暦記念家族法大系刊行委員会編『家族法大系Ⅶ相続(二)』(有斐閣・一九七九年)二六一頁。市川四郎、第一〇三〇条、中川善之助ほか『ポケット注釈全書親族・相続法』(有斐閣・一九五三年)三八六頁。
- (15) 加藤水一、第一〇三三條、中川善之助編『注釈相続法(下)』(有斐閣・一九五五年)二四九頁。
- (16) 島津一郎、第一〇二九條、中川善之助編『注釈相続法(下)』(有斐閣・一九五五年)二二三頁。岡垣学「いわゆる特別受益と遺留分との関係」東京家庭裁判所身分法研究会編『家事事件の研究(二)』(有斐閣・一九七〇年)三三五頁。松原正明『判例先例相続法Ⅱ遺言』(日本加除・一九九六年)六〇八頁。
- (17) 松原正明『判例先例相続法Ⅱ遺言』(日本加除・一九九六年)六〇九頁注五・六。
- (18) 大判大正九年五月二八日民録二六輯七七三頁、大判昭和九年一〇月二三日法律新聞三七八四号八頁。
- (19) 橋本昇二「遺産、特別受益及び寄与分とその評価方法」判例時報一六〇八号一四頁注(八)。
- (20) 「これらの土地は……言わば中間省略的な贈与であるにすぎず、第一審被告隆(Y)の相続が開始すれば結局同じ結果になるのであるから、このような間接受益者も特別受益者とすべきである」。
- (21) 東京高判平成八年八月二六日決定家月四九卷四号五二頁。鳥取家裁平成五年三月一〇日審判家月四六卷一〇号七〇頁。
- (22) 伊藤昌司「民法一〇二九條・一〇三〇條」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅳ』(有斐閣・一九八八年)三九三～三九四頁。
- (23) 京都地判平成一〇年九月一日判例タイムズ一〇〇八号二二三頁は、被相続人の資産及び家庭環境に照らし、他の相続人も大学教育を受けているなどの事実関係から、長男の医学教育の学資が被相続人からの扶養の当然の延長として、九〇三條の特別受益に当たらないとした。
- (24) 野山宏「判解」法曹時報五二卷一号二九八頁、ジュリスト一一三八号一一一頁。
- (25) 日本民法における相続分と遺留分との関係について、伊藤昌司「判批」ジュリスト一一五七号九二頁「論理的には、遺留分の算定が先で、その上で相続分(具体的相続分)が決まる……」。
- (26) 陳棋炎・黃宗樂・郭振恭「民法繼承新論」(三民書局・一九八九年)四八一～四八三頁。
- (27) 陳棋炎・黃宗樂・郭振恭・前掲注(26)四八三頁。戴

炎輝・戴東雄『中国繼承法』（自費出版・二〇〇一年）
三三〇頁。